

## 令和4年 第20回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和4年12月19日(月) 開始時刻 午後1時30分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長, 大森委員, 檜山委員, 小野委員
- 4 説明員 梓澤教育次長, 口川学校教育担当次長, 坂井教育企画課長,  
板倉総務担当主幹, 吉岡学校管理課長, 小栗学校教育課長,  
宇賀神学校健康課長, 鈴木生涯学習課長,  
今井宮っ子ステーション担当主幹, 山口文化課長,  
岡田スポーツ振興課長, 金子教育センター所長
- 5 書記 古内課長補佐, 篠崎総務担当副主幹, 高久係長, 田代係長
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
  - (1) 審議事項
    - 議案第44号 学校職員服務規程の一部改正
    - 議案第45号 情報部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について
  - (2) 報告事項
    - 報告第65号 令和4年12月議会一般質問の概要について
    - 報告第66号 教育行政相談の内容と対応について
    - 報告第67号 学校等事件・事故について
  - (3) その他
    - (1) 第28回うつのみや百人一首市民大会の結果について
    - (2) 蓮生記念第9回全国競技かるた宇都宮大会の結果について
    - (3) 第36回宇都宮マラソン大会の結果について
    - (4) 第60回市民スポーツ大会の結果について

## 8 議事の内容

事務局	定刻となったが、会議の開催に先立ち連絡事項がある。 本日も、新型コロナウイルス感染症防止のため、発言は着席で行うなど、対策を講じて会議を開催するので、ご協力をお願いします。
教育長	ただいまから、第20回宇都宮市教育委員会を開会する。 本日の会議録署名委員は、大森委員、檜山委員をお願いします。
教育長	本日は亀山委員が欠席となる。
教育長	議案第45号、報告第66号及び報告第67号は「個人情報が含まれているもの」であるため非公開としてよろしいか。 (全員賛成) 全員賛成なので、これについては非公開とする。
教育長	それでは審議事項に入る。 議案第44号「学校職員服務規程の一部改正」について説明願う。 【説明要旨】
学校教育課長	○ 職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、同条例を引用する規定を修正する必要が生じたことから、宇都宮市学校職員服務規程の一部を改正しようとするもの。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「通常の育児休業」「産後パパ育休」について それぞれ原則1回ずつ取得可能→それぞれ原則2回ずつ取得可能、に改正</li><li>・ 「産後パパ育休」取得時の「育児休業承認申請書」の提出期限について 休業開始日の1月前まで→休業開始日の2週間前まで、に改正</li><li>・ 「産後パパ育休」取得時の「育児休業等計画書」の提出について 必要→不要、に改正</li></ul>
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
大森委員	育児休業等計画書とはどのようなものだったのか。
学校教育課長	請求に関わる子どもの名前、生年月日、請求者の計画として請求期間が、申請に必要な事項として書かれているものであり、簡素なものである。
教育長	もともとそこまで難しいものではなかったが、それも無くしたということによいか。
学校教育課長	そうである。A4サイズ1枚の提出物であったが、それも無くした。
小野委員	育児休業等計画書の代わりとなる育児短時間勤務計画書について、どのような内容のものを想定しているのか教えてほしい。
学校教育課長	育児休業等の請求期間を記載するものになる。
小野委員	その点に関して、負担を減らすという趣旨であるならば、どのようにするのか知りたい。もう1点、「通常の育児休業」と「産後パパ育休」について、いつまで取得可能かはわかったので、1回分をとるに当たって、日数の上限があるのか知りたい。

学校教育課長 小野委員 それぞれ定められている期間で自由に取得可能である。  
 育児休業であれば3年間ずっと休むことができるようになってきているということ  
 でよいのか。休み始めから休み終わりまでの期間で日数の制約は無いということ  
 でよいのか。

学校教育課長 小野委員 通常の育児休業であれば、3年間続けて休業することができる。  
 それまで取得が1回までだったことで、長い期間取得せざるを得なかったもの  
 が、今回の改正によって2回までになったことで、育児休業の取得を2回に分け  
 ることができ、選択肢が増えたということか。

学校教育課長 小野委員 そうである。今までは、どうしても仕事を優先したい期間があった場合に、そ  
 の期間までに育休を終わらせてしまうと、2回目を取得することができなかった。  
 今回の改正によって、仕事を優先したい期間を挟むように、前後で育児休業を取  
 得することが可能になった。

小野委員 これまでは、育児休業の期間を長めに取らざるを得ない状態であったというこ  
 とでよいのか。1回が上限であったことで、仕事をしたい人にとって負担が大きい  
 から2回に分けると説明のように聞こえるが、長期に渡って育児休業を取得  
 する人はいたのか。

学校教育課長 小野委員 比較的多数いる。  
 今後育児休業について、連続して取得可能な日数に制限を設けることはないの  
 か。

学校教育課長 小野委員 国の法律や県の条例に従い、その都度職員服務規程については定めていくよう  
 考えている。

小野委員 2回ずつ取得可能ということと、最大3年間取得可能ということの中で、小刻  
 みに仕事復帰してもよいというやり方をするならば、回数の制限が必要ないの  
 ではないかと思う。育休を広く認めることに越したことはないが、働いている誰か  
 に負担が集中することがないようにして欲しい。意見になる。

教育次長 こちらは原則として、地方公務員法の育児休業等に関する法律に基づいて行っ  
 ているものである。もともと育児休業を取得するときは、3年上限ではあるが、  
 その間無給となってしまう期間があり、なかなか長期間取得できない状況がある。  
 その中で今回は特に、男性職員の育児休業を取得しやすくする趣旨の法改正にな  
 る。それに基づいた動きであることをご理解いただきたい。

教育長 それでは、議案第44号を決定してよろしいか。  
 (全員了承)

教育長 議案第44号を決定する。

教育長 次に報告事項に入る。  
 報告第65号「令和4年12月議会一般質問の概要について」説明願う。

**【説明要旨】**

- 総務担当主幹 ○ 令和4年12月議会では29件の質問があった。主なものは以下のとおり。  
 ○ 教育企画課
- ・ 感染拡大時における学校教育のリスク回避について
  - ・ 夜間中学校について

- 学校管理課
  - ・ 小中学校への太陽光発電設置について
  - ・ 市が管理している樹木について
  - ・ 就学援助制度の拡充について
- 学校教育課
  - ・ 子どもの権利について
  - ・ 主権者意識の醸成について
  - ・ 教科担任制及び小中一貫教育について
  - ・ いじめ問題について
  - ・ 小中学生のスマートフォンの利用について
  - ・ 不登校対策，検定料助成，校則の見直しについて
  - ・ さらなる少人数学級の導入について
  - ・ 離婚前後における親と子の面会交流支援について
- 学校健康課
  - ・ 給食の黙食見直しについて
  - ・ 子どもたちの健康を守る取組について
  - ・ 中学校部活動の地域移行について
  - ・ 小中学校のプールについて
  - ・ 通学路の安全確保について
  - ・ 金利差による円安と物価高の市への影響と対策について
  - ・ 学校給食について
- 生涯学習課
  - ・ リカレント教育の課題について
  - ・ 音楽のまちの実現について
  - ・ 電子図書館について
- 文化課
  - ・ 百人一首を活用したまちづくりについて
  - ・ 山車の収納施設について
- スポーツ振興課
  - ・ クリーンパーク茂原の更新に合わせた大規模室内プールの整備について
- 教育センター
  - ・ 宗教2世への学校での積極的支援について
  - ・ 不登校対策と公立夜間中学について
  - ・ 不登校児童生徒に対する支援について

教育長  
小野委員

学校教育課長

説明は以上だが，質疑などはあるか。

いじめ問題について，宇都宮市の校長や副校長レベルで，「いじめゼロ」があるがゆえに隠そうとする動きが起きないように取組があれば教えてほしい。

校長や副校長等の管理職に対して，非公式に聞き取り調査を行うところによれば，数を過少申告しようとする意図は働いていないということである。その上で年に4回いじめに関する調査を行っており，それについて1件ずつ事実を確認している。それも1人ではなく，チームで行うようにしている。市教委としても，

いじめの早期発見は重要なことであるため、数の多少について指導はしていないが、一方で、あくまで目指すところはいじめの撲滅であるので、今後もベースにやっていきたいと考えている。

小野委員

いじめゼロを達成している学校と、いじめを積極的に発見している学校とで、いじめを積極的に発見している学校の方が望ましいと思われるが、いじめゼロの学校の方が評価されるということがあるのか、ないのか教えてほしい。

学校教育課長

いじめゼロと申告があった場合には、そのことについて、HPや学校の通知等で保護者等に周知することを義務付けている。いじめがあったはずなのに、ゼロと申告されることはない。いじめの件数で教職員が評価されることもない。

小野委員

いじめゼロ以外のとき、件数によって周知するかしないかわ変わるのか教えてほしい。

学校教育課長

いじめゼロ以外のときは周知していない。

小野委員

ゼロ件のときに周知することは今後もやってほしいが、保護者が声をあげやすいシステムもあってほしい。1件や2件だったために周知しなくてよいということではなく、いじめが少ないということが保護者に伝わるとよいと思う。難しいと思うが、可能であれば周知の範囲を広げてほしい。

教育長

難しいのは、例えばいじめ1件として保護者に通知すると、特定につながる恐れがある。意見を踏まえてできることがないか検討させていただく。いじめは絶対に許されないものであるという前提で、しかしいつでも、どこでも誰にでも起こってしまうことがあるという説明を議会ではしたので、承知いただきたい。

小野委員

小中学校のプールについて、学校のプールと民間プールのどちらを原則、例外にするのか知りたい。学校プールの継続活用が望ましいというのは、施設の老朽化が無いという前提なのかと思う。しかしこれから施設が老朽化していく中で、それでも継続活用が望ましいという考え方でいくのか、民間プールの活用を原則として考えていくのか、老朽化を前提としたときにどのように考えていくのか教えてほしい。

学校健康課長

原則としては学校プールの継続活用が望ましいという考えでいく。

小野委員

それが過度な負担になってしまうようであれば、民間プールを原則とすることもあり得ると思うので、どちらを原則として例外とするのか、十分議論して欲しい。

檜山委員

さらなる少人数学級について、現場の声を挙げているが、その声に関するデータ等は示されたのか。

学校教育課長

データに基づいて質問を受けたという訳ではない。

教育長

ある教員から聞いた、と言っていた。

檜山委員

自らに関わりのあるところで声を拾ったのかもしれないが、広範囲でデータは集めた方がよいだろう。私が日頃知り得る範囲の学校の児童数は少ないということもあり、そういった声を聞くことがないのだが、大規模校になるとそのように思う教員の方がいてもおかしくはないのかもしれない。ただ全体を通してみると、どうなのかと思った。

教育長

実態としては、市内の学級の児童生徒数をみると、半数以上は30人学級になっている。

教育長

それでは、報告第65号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第65号を承認する。

教育長

次に「その他」の案件になるが、その他の案件については、資料提供のみであるので、後ほどご覧いただきたい。

**【公開できる案件の終了】**

教育長

これからの議案は非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いする。

**【傍聴者の退席，非公開審議の開始】**

- 議案第45号 情報部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について  
⇒ 決定
- 報告第66号 教育行政相談の内容と対応について  
⇒ 承認
- 報告第67号 学校等事件・事故について  
⇒ 承認

**【非公開審議の終了】**

教育長

その他委員の皆様から何かご意見などあるか。

(特になし)

教育長

次に、事務局から連絡事項をお願いする。

事務局

連絡事項説明（教育企画課長補佐）

- このあとの予定について  
このあと、自由討議の事前説明，委員 de サロンを行う。
- 今後の会議等の日程について
  - ・ 1月20日（金） 午後1時30分～ 定例会

教育長

以上をもって、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 15時

---

---

